

開かれた農大づくり推進委員会設置要領

1. 目的

この委員会は、農業大学校の運営等について、農業者、学識経験者等から出された意見を反映させ、本県農業及び農村社会を担う優れた農業後継者の確保・育成を図るものとする。

2. 構成及び構成員

校長は、県民の様々な視点から、高知県立農業大学校の運営等の進め方について協議・検討するため、農業者、学識経験者、保護者、卒業生、学生等10名以内で委員を選出する。

委員の任期は校長の依頼の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

また、広く意見を求めるために、オブザーバーとして県関係者、農業団体等の出席を求める。

3. 会議の開催

会は原則、年2回開催する。

4. 運営

推進委員会は、年度当初に出された運営方針等について、検討を行うとともに、年度末には大学校職員による内部評価及び委員による外部評価を行い、大学校評価を行うこととする。

事務局は農業大学校内におき、会議の招集、進行、まとめ等の職にあたる。

外部評価の進行は委員の互選により委員長がこの任を行う。会議の招集及びまとめ、ホームページへの掲載は事務局があたる。

5. 大学校評価の実施方法

1) 大学校評価システムの基本姿勢

- (1) 校長は、この評価システムにより、大学校の現状と課題を再確認し、職員、学生、保護者並びに関係者が一体となって、より良い大学校づくりに取り組むものとする。
- (2) 大学校評価は、学校の取り組みを規準とし学生の評価を行うものではない。
- (3) 大学校評価システムは、大学校の運営状況について、大学校の職員自らがまず内部評価し、その結果や運営状況をもとに、推進委員会による外部評価を受ける。

2) 重点目標、評価項目の決定

校長は学校教育目標、重点目標、当該年度の評価項目を決定し、別に定める大学校評価システム様式に必要事項を記載するものとする。

3) 評価の実施

(1) 内部評価の実施

校長は、大学校評価システムの運営を行うとともに、前年度の外部評価結果を反

映・改善した取り組みについて、校長及び職員による内部評価を行うこととする。

(2) 外部評価の実施

委員は、当該年度の運営実績に関して、意見交換を通じ、大学校の自律的改善を図るため、推進委員による外部評価を行うこととする。

4) 評価結果の活用

校長は、当該年度の成果と改善すべき課題を分析し、次年度以降の重点目標や評価項目等に反映させるほか、更なる改善に活かすものとする。

6. 重点目標、評価項目等及び評価結果の公表

1) 重点目標、評価項目等の講評

校長は、重点目標、評価項目等を決定したときに、実用事項を記載したシステムシートやその他の資料により速やかに公表するものとする。

2) 評価結果の公表

校長は、内部評価結果及び外部評価結果を速やかに公表するものとする。この場合において、当該年度の評価結果を、その次年度の早い時期に、次年度の重点目標、評価項目等と併せて公表するものとする。

3) 公表の方法

重点目標、評価項目等及び評価結果の公表は、保護者や農業関係者、関係機関等に広く伝えることができるよう、大学校のホームページへの掲載など適切な方法で行うものとする。

7. 実施上の注意事項

1) 校長は、大学校評価システムの趣旨等について、職員の共通理解が得られるよう努めるものとする。

2) 評価項目及び具体的方策は、重点目標に対する大学校の現状と課題を整理し、具体的に分かりやすく設定するものとする。

3) 評価指標は、成果を評価できるよう、具体的に分かりやすく設定するものとする。

4) 評価結果の公表に当たっては、その内容・表現等について必要な配慮を行うとともに、個人情報の取り扱いに十分注意する。

8. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

付則

この設置要領は平成15年4月1日より施行する。

平成24年4月2日 一部改正

平成28年7月14日 一部改正

令和2年3月31日 一部改正